

財団法人日本体育協会公認スポーツドクター養成講習会 < 受講の手引き >

1. スポーツドクター養成講習会とは

- (1)講習会は、財団法人 日本体育協会(以下「**本会**」)というの主催によって開催されます。
- (2)講習会は、「財団法人 日本体育協会公認スポーツドクター設置要項」に基づき、本会公認スポーツドクターを養成するための講習会です。

2. カリキュラム

- (1)公認スポーツドクターの資格を取得するためには、公認スポーツドクター養成カリキュラムに定める基礎科目 21 単位、応用科目 20 単位、**全 41 単位**を修了しなければなりません。
- (2)基礎科目 21 単位は、日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会(総論 A)のカリキュラムと同一の内容です。
- (3)公認スポーツドクター養成カリキュラムを平成 21 年度以降に改訂する予定です。現行カリキュラムからの移行する際には、別途受講者宛連絡をします。

3. 実施方法

- (1)講習会は、**基礎科目講習会と応用科目講習会**に区分して開催します。
- (2)基礎科目 21 単位の全てを修了しなければ、応用科目は受講できません。基礎科目修了後、応用科目の受講は次年度からの受講となります。
- (3)講習は単位制ですので、基礎科目、応用科目それぞれの科目内での受講順序は、いずれからでも受講できますが、未受講科目があった場合は、その科目を翌年度以降に受講することになります。

4. 受講条件

- (1)日本国の**医師免許**を有し、かつ本会あるいは本会加盟(準加盟)団体(都道府県体育協会・中央競技団体)(以下「**加盟団体**」)から**推薦**された方とします。

5. 受講申込

- (1)受講者の募集は、年度ごとに加盟団体を通じて行います。
- (2)受講を希望する場合は、加盟団体へご連絡いただき推薦を受け、申込書類を提出してください。

6. 受講料 (一旦納入された受講料は返還しません。)

- (1)基礎科目からの受講者は、49,000 円(教材費含む)。
- (2)応用科目からの受講者は、28,000 円(教材費含む)。
参加に係わる経費(宿泊、交通費等)は自己負担となります。

7. 受講者の決定

- (1)受講の内定については、本会から推薦した加盟団体(以下「**推薦団体**」)および本人に通知します。なお、内定者に対しては内定通知および受講料納入の案内を送付します。
- (2)受講料を指定期日までに納入してください。指定期日までに納入されないと、内定が取り消されます。
- (3)受講料の納入が本会で確認された方を、正式受講者として決定し、受講番号を付した受講者証と参考書「スポーツ医学研修ハンドブック 基本科目」と「スポーツ医学研修ハンドブック 応用科目」を送付します(応用科目からの受講者にも「スポーツ医学研修ハンドブック 基本科目」を送付します)。
- (4)受講有効期間は、**基礎科目**からの受講者は**6 年間**、**応用科目**からの受講者は**3 年間**とします。
受講有効期限内に所定の単位を修了できなかった場合で、継続受講を希望する場合、再度、新規受講手続き(申込書・受講料)が必要となります。ただし、海外留学等の正当な理由により修了できなかった場合、本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会(以下「**ドクター部会**」)で審査し受当と認められれば、受講状況に応じて受講有効期限を延長します。
受講者としてふさわしくないと認められたときはドクター部会で審査し受講を取り消すものとします。

8. 講習の免除

- (1)日本医師会認定健康スポーツ医または日本整形外科学会認定スポーツ医に認定されている方、あるいは日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会(総論 A)の受講を修了された方は、それぞれで発行された認定証あるいは修了証の確認により、基礎科目(21単位)の講習が免除されます。
- (2)免除を希望する場合は、受講申込時に、認定証あるいは修了証の写しを提出してください。
- (3)基礎科目からの受講申込をし、受講決定された後、上記免除条件を満たした場合、追加で基礎科目の免除を申請することができます。それぞれの団体が発行した認定証あるいは修了証の写しを受講者証とともに、本会へ提出してください。提出された書類を確認後、受講者証に基礎科目免除の認定印を押印して返送します。なお、基礎科目の受講状況に関わらず基礎科目分の受講料は返還しませんのでご注意ください。

9. 審査

- (1)所定の単位を全て修了した方には、**資格審査申請書**を送付しますので、必要事項を記入し必要書類とあわせて、推薦団体へ提出してください。
- (2)ドクター部会において、提出された書類をもとに、日本国の**医師免許取得後5年以上経過**し、相当のスポーツ医学の臨床経験を有するかどうかを審査し、審査結果を本人及び推薦団体に通知します。

10. 登録及び認定

- (1)審査で認められた方には登録に関する案内を送付します。登録申請書に必要事項を記入し、推薦団体へ提出するとともに、**登録料(40,000円)**を指定期日までに納入してください。
- (2)登録手続き完了者に対し、認定日となる10月1日にあわせて認定証を交付します。**登録期間は4年間**です(初回のみ4年3ヶ月)。
- (3)4年ごとの資格更新手続きをするためには、本会が定める研修を登録期間の4年間で1度、受講する必要があります。本会が定める研修とは、本会が直接開催するブロック研修会(年3会場・日本を3ブロックに分け各ブロック内で県単位の持ち回り開催)への参加か、臨床スポーツ医学会学術集会または日本整形外科スポーツ医学会学術集会での研修手続き(本会指定演題を4時間以上聴講)です。

11. その他

- (1)本講習会の基礎科目21単位を修了した方に、**基礎科目修了証明書**を発行します。
この修了証明書で、日本医師会認定健康スポーツ医、日本整形外科学会認定スポーツ医を取得する際、講習の一部または全部が免除されます。手続き等の詳細については、各資格申込時に各資格を認定する団体へお問い合わせください。
- (2)前年度までに受講が修了とならなかった方へは、受講有効期限が来るまで、毎年、当該年度の開催予定を送付します。開催日程等確認のうえ、所定の申込書の本会へ提出してください。
- (3)受講申込時や資格登録時、資格更新時は推薦団体を通じての手続きとなります。
居住地の移動等の理由で、止むを得ず推薦団体の変更を希望される場合は、資格が認定されてから受講申込み時の推薦団体を通じて申請してください。
- (4)連絡先(住所・勤務先)に変更が生じた場合は、速やかに本会並びに推薦団体へご連絡ください。

担当 :財団法人日本体育協会 スポーツ指導者育成部 指導者育成課 スポーツドクター係
〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館
TEL :03-3481-2226 FAX :03-3481-2284 E-mail :sports-doctor@japan-sports.or.jp